# 第9期介護保険料の算定について

第8期の保険料基準額5,960円(基金投入前の保険料基準額は6,259円)の積 算時の状況と比較した上で、当該基準額から上下する要因があるかを分析し、かつ国が現 段階で示している基準をもとに試算し、第9期の保険料基準額を検討する。

# 1 制度的な積算方法変更に伴う影響

# (1) 第1号被保険者の負担率

23%で、第8期からの変更はなし。

(参考:第5期21%、第6期22%、第7期23%)

※3期連続で同じ負担率は初

#### (2) 所得段階の改正

#### ア 改正内容

宣告/相 5九7世	第 9 期基準		第8期基準	
所得段階	基準	率	基準	率
第1段階	<b>火児 サボスト 北部税 100 エバエ</b>	<u>0. 275</u>	生保、世帯全員非課税+80 万以下	<u>0. 3</u>
	生保、世帯全員非課税+80 万以下	(0. 445)	生体、世帝王貝丹硃悦*00 刀以下	(0.5)
第2段階	世帯全員非課税+120 万以下	<u>0. 48</u>	##本昌北部税 1190 玉以玉	<u>0. 5</u>
		(0. 68)	世帯全員非課税+120 万以下	(0. 75)
第3段階	世帯全員非課税で上記以外	<u>0. 685</u>	ルサヘ号 七部 裕 本 1. 封 N J A	<u>0. 7</u>
		(0. 69)	世帯全員非課税で上記以外	(0. 75)
第4段階	世帯課税+本人非課税+80 万以下	0.9	世帯課税+本人非課税+80 万以下	0. 9
第5段階	世帯課税+本人非課税で上記外	1.0	世帯課税+本人非課税で上記外	1. 0
第6段階	120万円未満	1. 2	120万円未満	1. 2
第7段階	120万円以上210万円未満	1.3	120万円以上210万円未満	1. 3
第8段階	210万円以上320万円未満	1.5	210万円以上320万円未満	1. 5
第9段階	3 2 0 万円以上 <b>4 1 0 万円未満</b>	1.7	320万円以上 <b>430万円未満</b>	1. 7
第 10 段階	<u>4 1 0万円</u> 以上 <u>5 0 0万円</u> 未満	1.9	<u>430万円</u> 以上 <u>600万円</u> 未満	1.9
第 11 段階	<u>500万円</u> 以上 <u>590万円</u> 未満	2. 1	<u>600万円</u> 以上	2. 1
第 12 段階	<u>590万円</u> 以上 <u>680万円</u> 未満	<u>2. 3</u>		_
第 13 段階	<u>680万円</u> 以上	<u>2. 4</u>		

#### イ 第9期保険料への影響

国の制度改正により、11段階から13段階となるが、人数構成比の高い第1段階から第3段階の保険料率が下がるため、保険料基準額を押し上げる影響がある。

# ウ 改正への対応

国の改正により高所得者層への負担増、低所得者層への負担減の対応が行われたため、国の改正に応じて変更を行う。

# (3)調整交付金の算定方法の改正

#### ア 調整交付金

各保険者の高齢化の状況を勘案し交付率が定められる国からの交付金。

# イ 第9期保険料への影響

第8期計画策定時の本広域連合への交付率(3年間平均)は5.35%と見込んでおり、第9期の交付率(3年間平均)は4.09%と見込まれる。第9期では約1.26ポイント減少するため、保険料基準額を押し上げる影響がある。

# 2 第9期の高齢者人口、給付費等の推計値による影響

#### (1) 第9期の推計値と第8期の計画値との比較

ア 高齢者人口 (第1号被保険者)

3年間合計の比較で、第8期(300,903人)から第9期(304,362人)は、

+1. 15%

(参考:第7期から第8期は+2.97%)

イ 給付費、地域支援事業費等(第1号被保険者の負担率:23%)

※報酬改定の改定率が未定のため、現状での推計値

(参考:第7期から第8期の平均改定率0.7%)

3年間合計の比較で、第8期(99,863,890,096円)から第9期(97,811,481,272

円) は-2.05%

(参考:第7期から第8期は+2.95%)

ウ 第9期保険料への影響

高齢者人口は伸び、事業費は計画値ベースでは下がるため、保険料基準額を押 し下げる影響がある。

#### 第8期計画値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額 十地域支援事業費	32,540,739,916	33,331,849,171	33,991,301,009	99,863,890,096
標準給付費見込額	30,563,644,916	31,099,895,171	31,711,630,009	93,375,170,096
地域支援事業費	1,977,095,000	2,231,954,000	2,279,671,000	6,488,720,000
第1号被保険者数(人)	99,655	100,302	100,946	300,903

#### 第9期計画値(素案)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付費見込額 +地域支援事業費	32,216,979,786	32,608,881,635	32,985,619,851	97,811,481,272
標準給付費見込額	30,137,381,786	30,455,487,635	30,773,762,851	91,366,632,272
地域支援事業費	2,079,598,000	2,153,394,000	2,211,857,000	6,444,849,000
第1号被保険者数(人)	101,244	101,487	101,631	304,362

# 3 検討が必要な算定要素

#### (1) 保険料予定収納率 (第1期から第8期事業計画までの予定収納率は98%)

ア 第8期の収納率の実績

令和2年度 99.25%

令和3年度 99.41%

令和4年度 99.49%

イ 予定収納率の保険料基準額への影響

保険料予定収納率を第8期の98%から引き上げると、保険料基準額を押し下げる影響がある。

### (2) 給付費基金の取り崩し額の検討

給付費基金については、各期の保険料算定の際に保険料上昇を抑制するために 取り崩している。第9期においても同様に取り崩しを予定しており、取り崩し額 については今後検討を行う。